



②建設業における 労働災害防止



【可搬式作業台(例)】



説明スライド

【建設業の労災事例と再発防止対策、法令改正等】

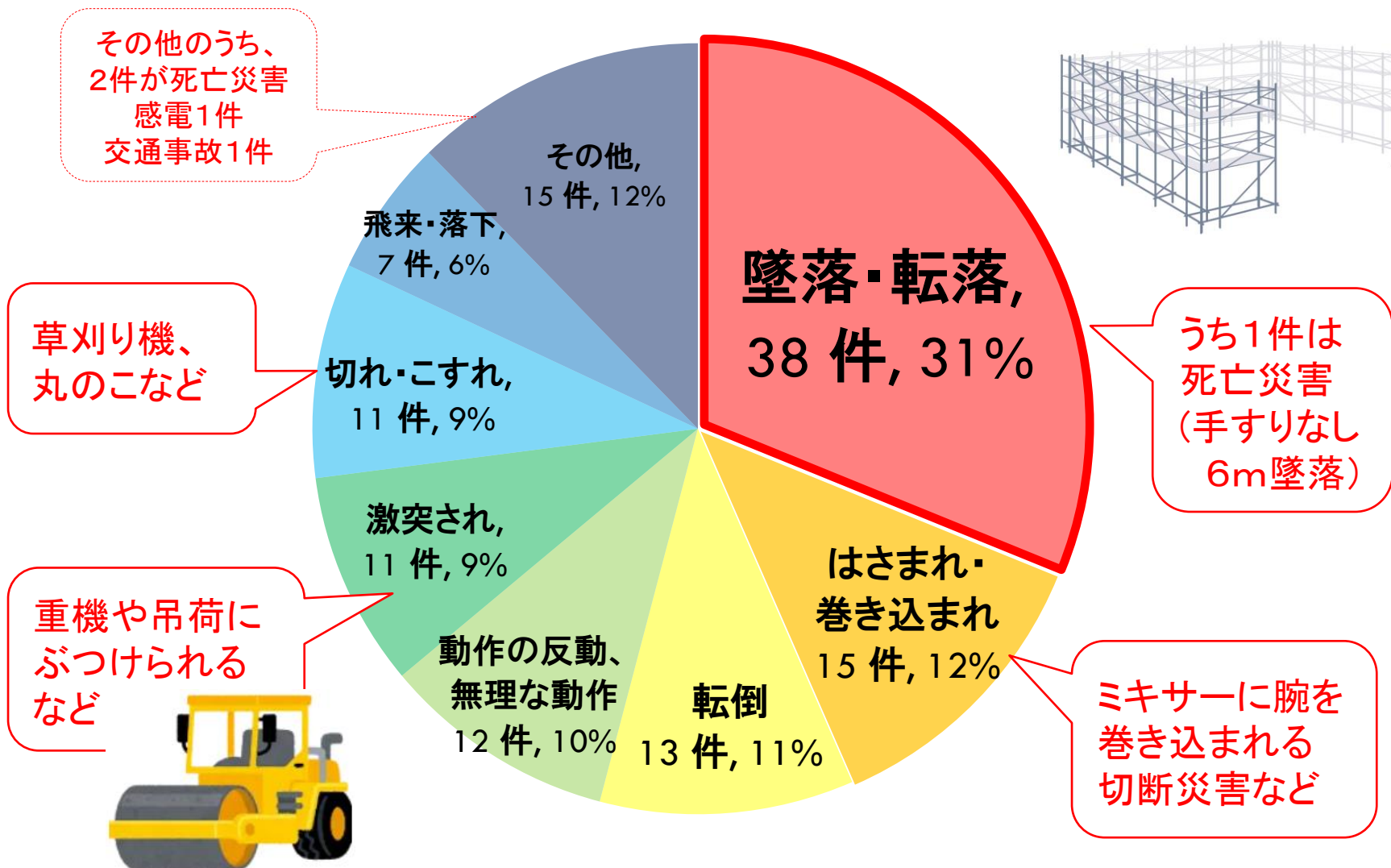
午後 3:20までを予定しています
その後、「労働時間の上限規制
(建設業)」の説明になります。

令和7年2月18日, 2月27日

大津労働基準監督署



【滋賀県】 事故の型別・災害状況 (令和5年 建設業 122件の内訳)

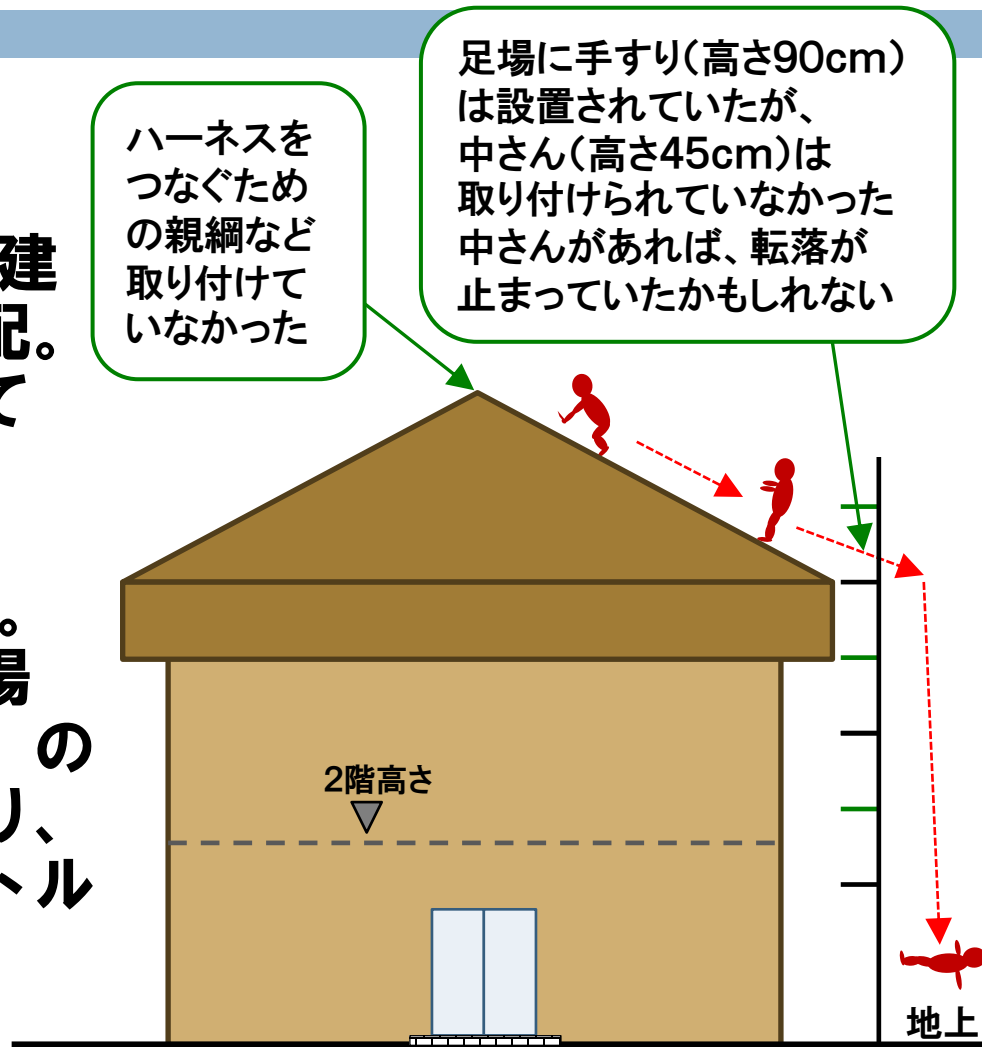




令和5年11月 滋賀県の死亡労災 屋根上で滑り、6メートル下に墜落

被災者は、同僚と3名で2階建住宅で、2階の屋根（6寸勾配。傾斜角：約31度）に上がって作業に従事していた。

足がすべり、屋根の端に転落。軒先にほぼ隣接する「一側足場（手すり有り，中さん無し）」の外側メッシュシートを突き破り、足場と手すりの間から6メートル下の、地上に墜落した。



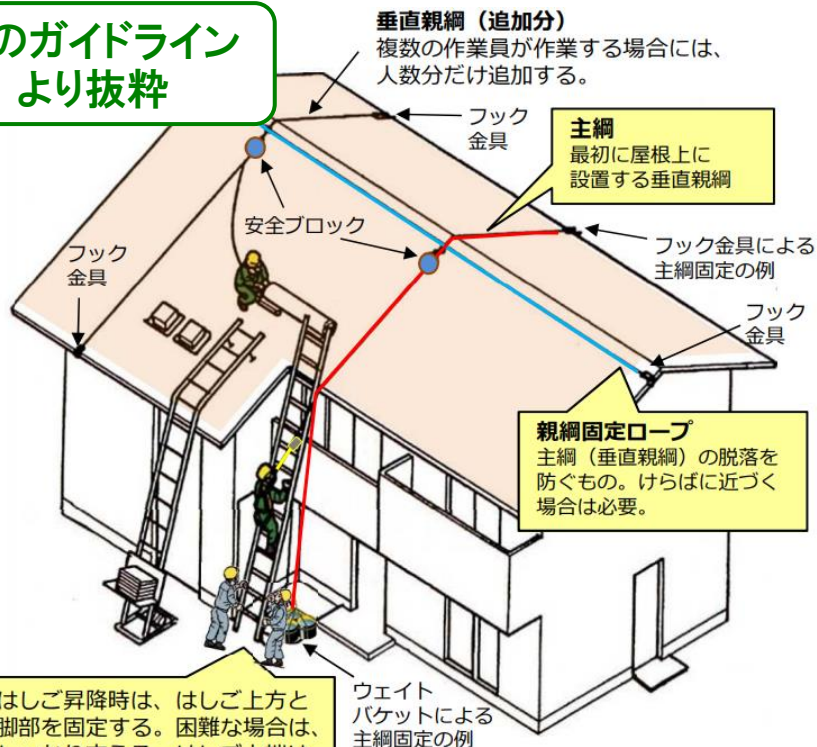


令和5年11月 墜落災害の発生原因と再発防止対策

① 屋根にハーネスを取り付ける設備（親綱、単管など）がなかった

→ 屋根の上に、垂直親綱と、親綱固定ロープ、安全ブロックなどを取り付けて、ハーネスと常につながれている状態を保つ。

国のガイドライン
より抜粋



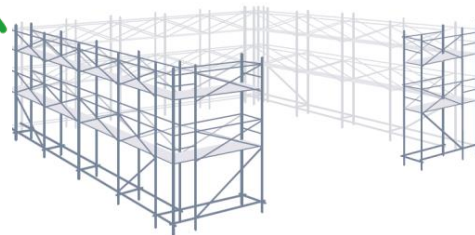
② 足場に墜落を防ぐための中さんが、取り付けられていなかった。

→ 90cmの間隔から墜落したが、中さん（高さ45cm）があれば墜落せずに、足場の上で止まっていたかもしれない。

法改正により、幅が1メートル確保できる場合は、原則本足場を設置する義務がある（1メートル～スペースがあれば、一側足場は法令上×）。



足場からの墜落防止措置が強化されます



令和6年4月～
すでに、施行
されています

1 一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。



1

一側足場の使用範囲が明確化されます

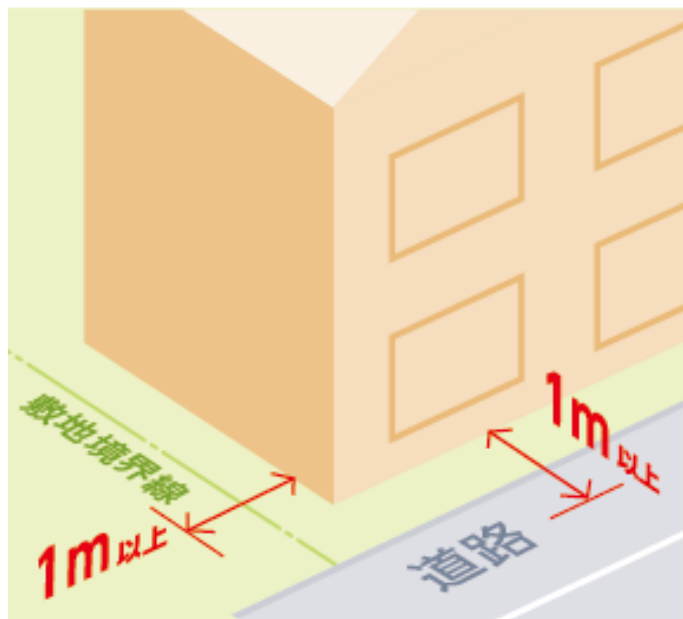
安衛則第 561 条の 2 (新設)

R6.4.1
施行

令和 6 年 4 月 1 日以降、幅が 1 メートル以上の箇所^{*}において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が 1 メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

^{*}足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が 1 メートル以上ある箇所のこと。



● 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

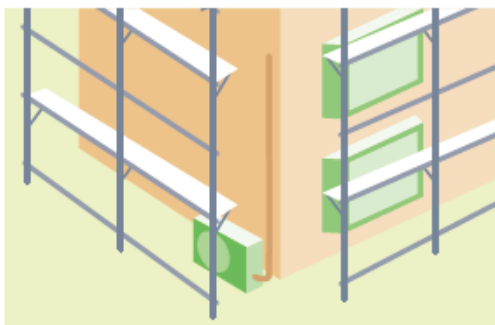
足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。

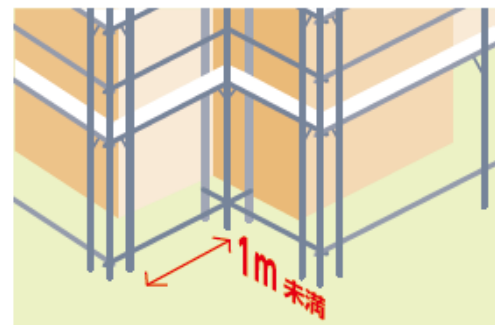


「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

- ・ 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



- ・ 建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- ・ 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき

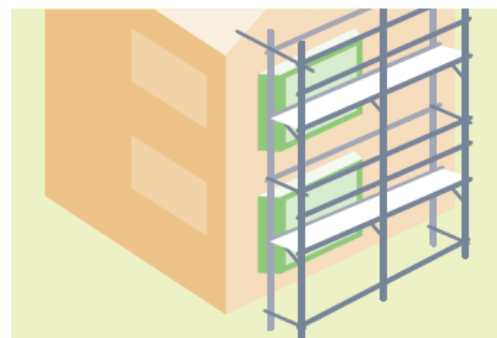


- ・ 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔*が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる時



<留意点>

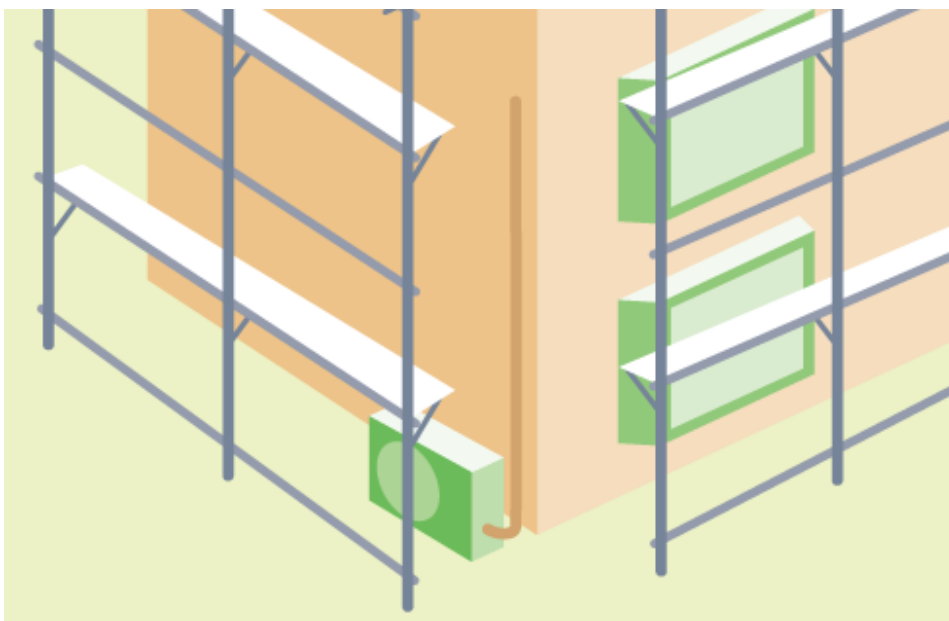
足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。





「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

その1

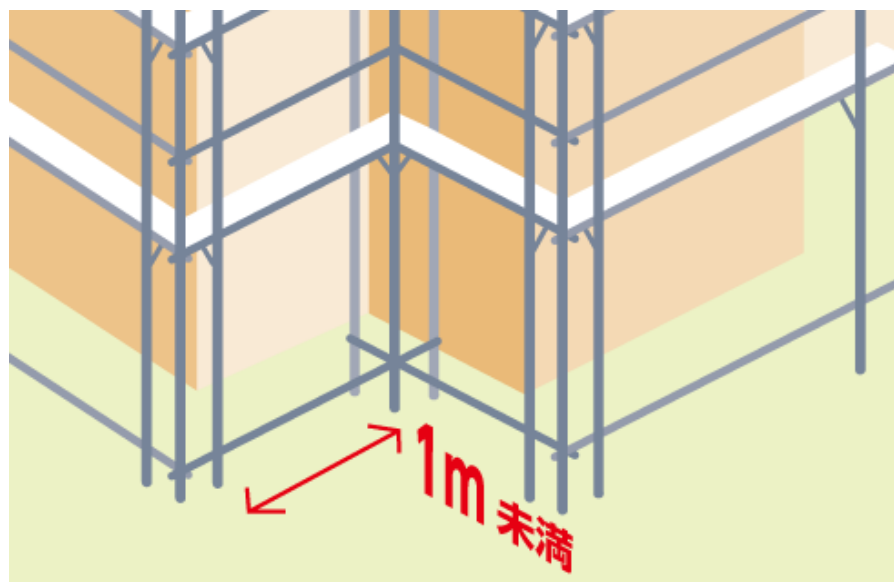


足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

その2

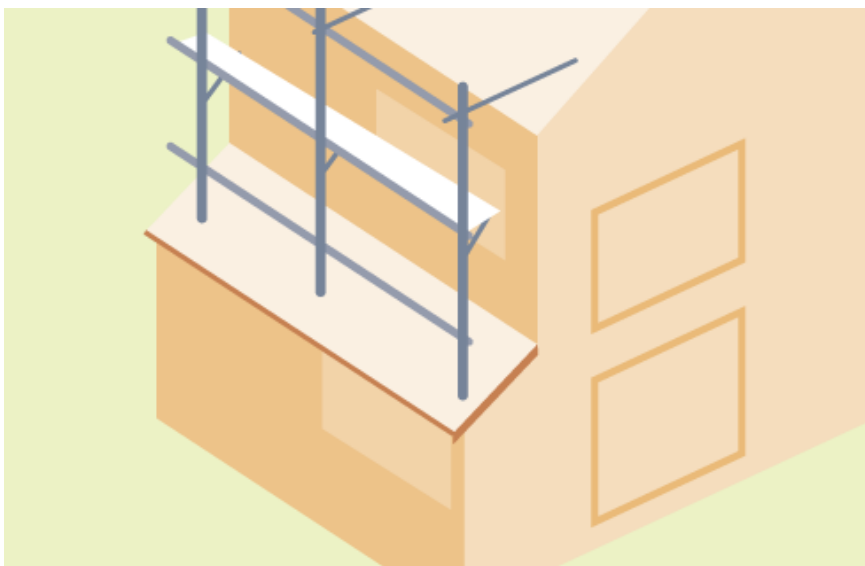


- 建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

その3

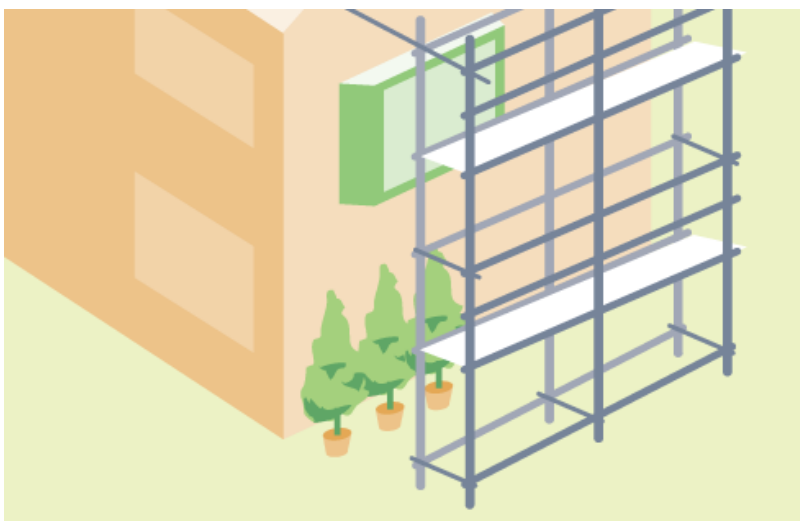


- 屋根等に足場を設けるときの等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

その4



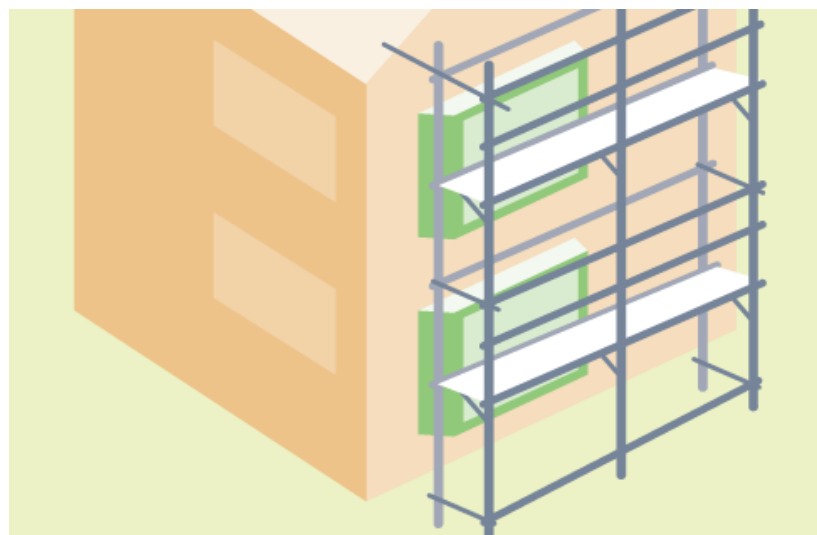
- 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔※が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる
とき

※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいです。

留意点

<留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。





移動式クレーンの横転（令和5年12月発生）

被災者(オペ)は、傾斜のある道路でレッカーで、建材を吊り上げていた。

ジブを旋回させたとき、過負荷になり安全装置が作動し、レッカーはストップしたが、荷振れも加わって横転した。

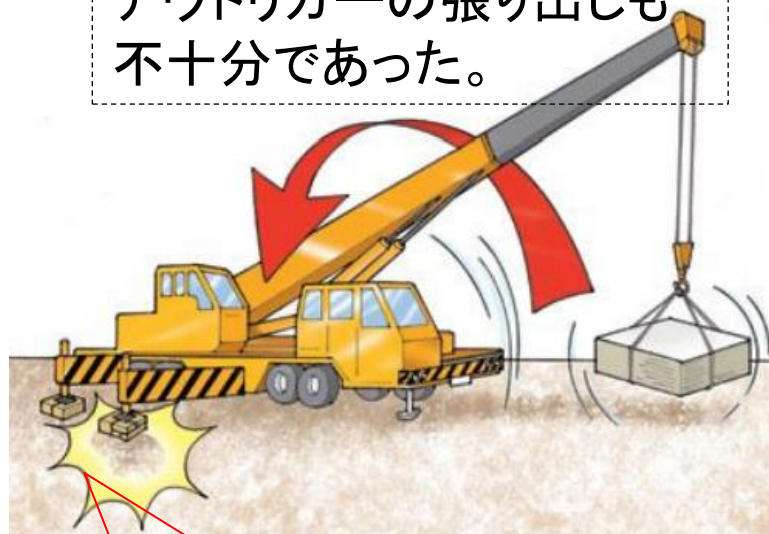
オペレーターは運転席から投げ出され2メートル下に墜落し、重傷を負った。

原因：①道路が傾斜(上り坂)で、敷板(木製)で調整したが、水平でなかった。

②鉄板を敷かず、道路幅も狭くてアウトリガーの張り出しが不十分であった。

③工事関係者と、前もって作業方法を全く検討していなかった。

イラストはイメージ。
実際は、鉄板を敷いてなく据え付け箇所
の道路には傾斜(やや上り坂)があり、
アウトリガーの張り出しも不十分であった。



実際には、敷き鉄板がなく
右後方が地盤沈下し、横転



移動式クレーンの安全対策

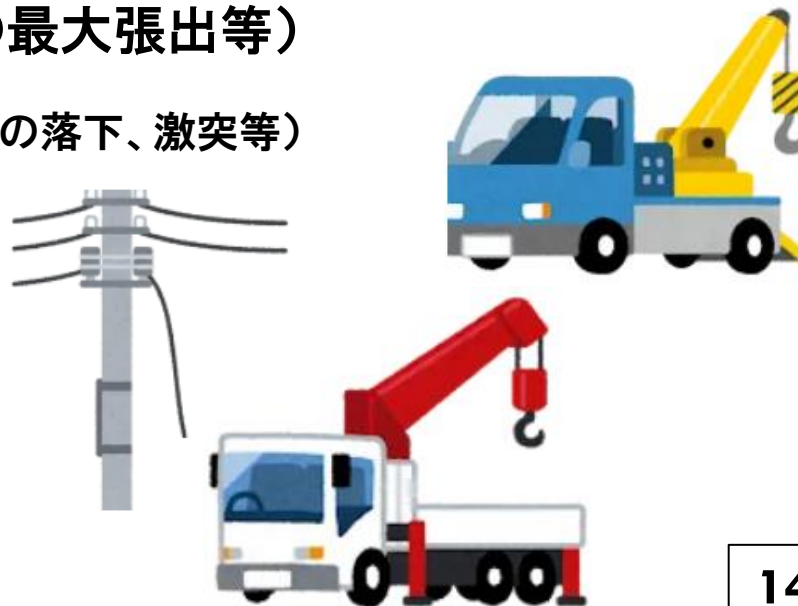
- 有資格者による作業(クレーン操作、玉掛け作業)、資格証の携帯
- 定期自主検査(年次・月例)の実施
- 作業前点検の実施(クレーン・玉掛用具)
- **作業計画**の策定、周知



(作業場所の状況、荷の重量、クレーンの種類・能力を考慮した上で作業方法、転倒防止措置、労働者の配置、指揮系統、合図方法等を決定しているか)

- **転倒防止措置**(敷鉄板、アウトリガーの最大張出等)
- **立入禁止措置**(上部旋回体との接触、吊り荷の落下、激突等)
- 近接架空電線との接触防止措置
- 外れ止め装置の有効保持
- 強風対策(吹き流し等)
- **適正な玉掛用具**の使用

(安全係数、素線切れ・キンク・形くずれ・腐食等)





移動式クレーンの改正（平成31年）



移動式クレーンの製造者及び使用者の皆様へ

荷重計以外の過負荷防止装置の備え付けを義務化するなど

移動式クレーン構造規格が改正されました

移動式クレーンによる死亡災害は、年間約30件発生しています。

事故を防ぐとともに、移動式クレーンの構造に関する国際基準への整合を図るため、以下の点について、「移動式クレーン構造規格」（平成7年労働省告示第135号）が改正されましたので、ご注意ください。

- ① つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーン等の、過負荷防止装置について
- ② 移動式クレーンの設計法について（限界状態設計法の追加）
- ③ 前方安定度の計算式について（計算式の変更）
- ④ その他（穴あけの方法の性能規定化、最新の日本工業規格への整合化 など）

移動式クレーン（吊り上げ荷重3トン未満）の改正（平成31年）

【改正前】荷重計は「過負荷を防止するための装置」として認められていました。

【改正後】荷重計は「過負荷を防止するための装置」として認められなくなり、**定格荷重制限装置※1、定格荷重指示装置※2などの装置を備えることが義務づけられます。**

＜経過措置＞平成31年3月1日前に製造された移動式クレーン、又は平成31年3月1日において現に製造している移動式クレーンの規格については、なお従前の例によることができます。

※1 定格荷重制限装置

定格荷重を超えた場合に、直ちに当該移動式クレーンの作動を自動的に停止する機能を有する装置

※2 定格荷重指示装置

定格荷重を超えるおそれがある場合に、当該荷の荷重が定格荷重を超える前に警音を発する機能を有する装置



補助金制度（上限100万円）
があります。詳細は建災防へ
お問い合わせください。



安全装置の金額が[80万円の場合]
1/2の40万円が補助額です。





令和6年9月 建機による死亡災害発生

労働局ホームページより抜粋

イラストはイメージ
(建災防ホームページ抜粋)
実際の状況は異なります。



道路舗装・補修工事において、別の作業者が搭乗型のローラーを運転して土砂を転圧していたところ、走行範囲に立ち入った被災者がひかれ、死亡した。

再発防止対策：① 危険のある箇所に労働者を立ち入らせない。

② ローラーの作業方法、走行経路、監視人の配置等を定めた作業計画をつくり、その計画に沿って作業する。

③ バックブザー、パトライトの取り付け

④ 複数人で作業するときは、声かけ、合図の確認など、意思疎通を図る。



周囲への注意喚起と 安全運転 (フォークリフト、建機の安全対策)

① バックブザー、パトライト等の設置

運転手：周りの作業者に知らせる

周りの作業者：危険を回避する

② 急発進、急ブレーキ厳禁！

フォークリフトでは、車体が不安定に。
荷崩れの恐れも・・・

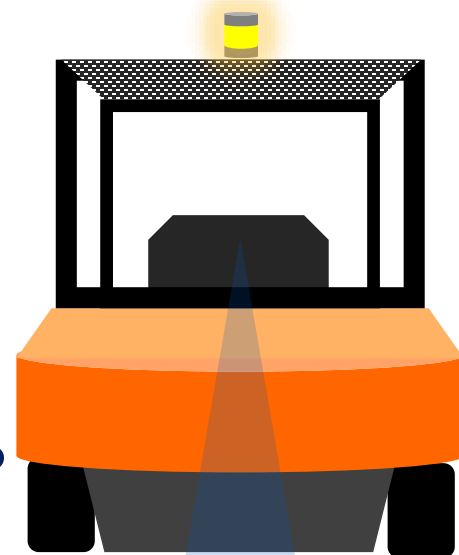
③ スピードの遵守！

リミッター（速度制限）の設定を。

④ コーナーや交差点では、一旦停止！

「指差呼称」で、左右や周囲の確認を。

回転灯 パトライト



後方LED



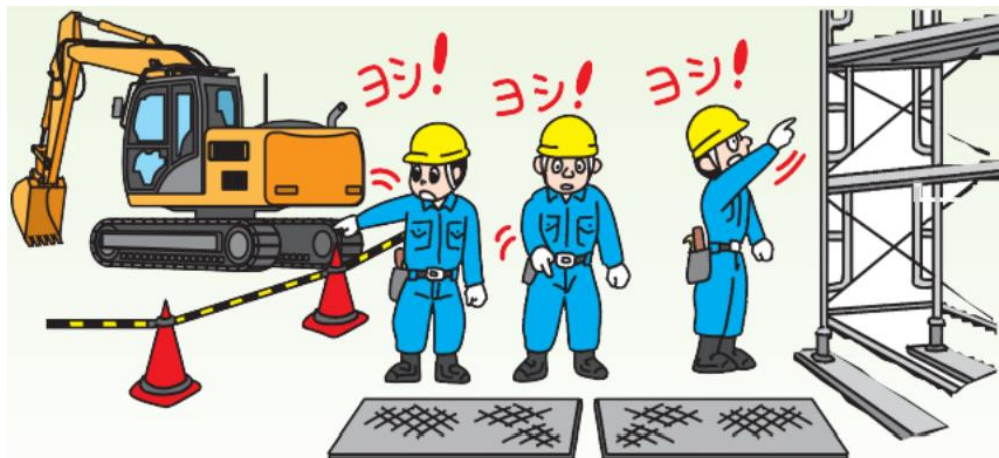
指差し呼称の習慣化を

作業の要所での確認事項に対し、**指を差し**、「〇〇…**ヨシ!**」と**呼称**する。

- 手を出す前に2呼吸 …**ヨシ!**
- 立ち位置は、重機の動きの範囲外 …**ヨシ!**
- **共同作業** 大きな声で**合図**、**応答**、**確認** …**ヨシ!**

共同作業

建材を2人で運ぶ
ユニック車で建材を
吊り上げるときなど





1人で作業する場合は 1人KY を (誰も見てないから…と行って 不安全行動しない)

1人KY の目的は？

作業前に危険予知を行い、自問自答することで、

- ・ 思考、行動の切り替えができる
- ・ 作業開始前に危険を発見でき、危険回避の手が打てる
(危険への対応力が増す) という効果も期待できる。

自問自答シート
(10項目ほど)

1人KY をどんな時に行うのか？

- ① 非定常作業を行うとき
 - ② 作業内容、作業場所が変わったとき
 - ③ 不具合を修正したとき
- など、危険性が高い作業について行う。





トラックでの荷役作業時における 安全対策が強化され

建設業にも関係があります
(2000kgの平ボディ車など)

今回は①のみ説明します

労働安全衛生法上の貨物自動車は、
自家用・事業用の区分に関わらず適用

1

昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置、及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育：4時間、実技教育：2時間（合計：6時間）の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

3

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

①・③ は令和5年10月施行、② は令和6年2月施行です。

① 昇降設備（安衛則第151条の67）

※最大積載量 2トン～、荷台に昇降する際に必要です。

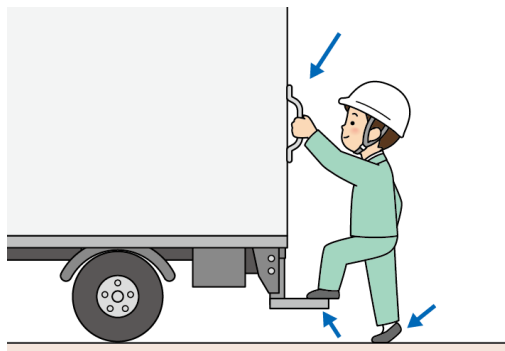


〈墜落のリスクが高い〉

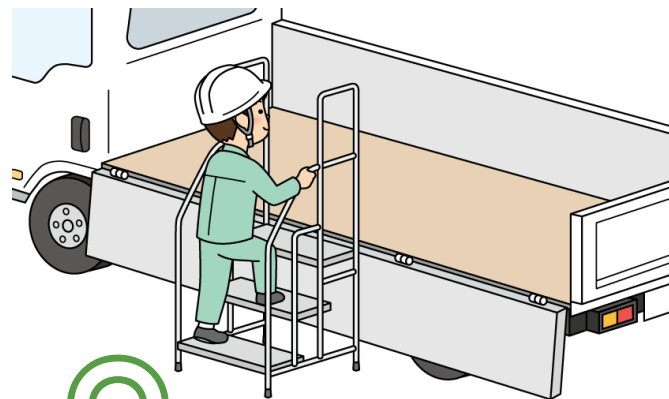
〈望ましい〉



貨物自動車に設置されているステップで突出していないもの（上から見たときにステップが見えない等）は、墜落・転落するリスクが高いため、より安全な昇降設備を設置するようにしてください。



貨物自動車に設置されている昇降用のステップについては、可能な限り乗降グリップがあり、3点支持等により安全に昇降できる形式のものとしてください。



可搬式の
踏み台の例

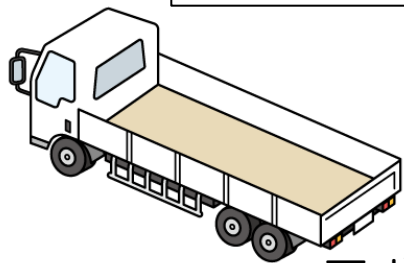


①の2 保護帽 (安衛則第151条の74)

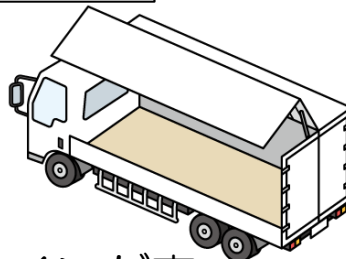


※ 荷を積み卸す作業で必要 (荷台に昇降しなければ不要)

保護帽の着用が必要となるもの

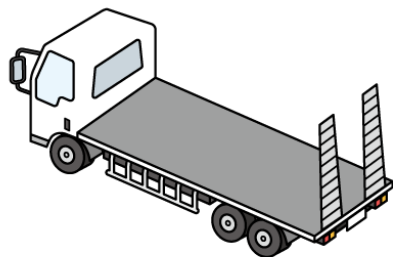


平ボディ車



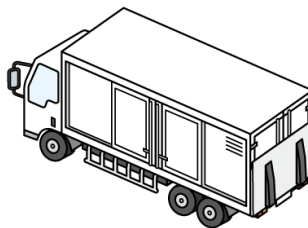
ウイング車

(荷台の側面が構造上開閉できるものの例)



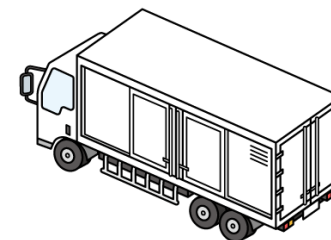
建機運搬車

(荷台の側面が構造上開放されているものの例)



(テールゲートリフター有り)

バン



(テールゲートリフター無し)

適用されないもの

※ 墜落・転落の危険のある作業は保護帽を着用することが望ましい。

※ 最大積載量5トン以上のトラックは、トラックの種類に関わらず、保護帽の着用が必要です。

令和7年1月1日より以下の労働安全衛生関係の手続の電子申請が義務化されます

原則義務化も、経過措置あり
当分の間は、猶予されている

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

有機溶剤は、シンナーを使う塗装業者など。
粉じん作業は溶接工等

↑ ■ は、労災や対象業務があれば、人数に関係なく必要

義務化されるもの以外にも…

- ・ 特定元方事業者の事業開始報告
- ・ 特定化学物質健康診断結果報告、
電離放射線健康診断結果報告などの
各種健康診断結果報告

など、多くの届出等が電子申請可能です。

電子申請をご利用いただくと労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで
手続きが完了

(※「e-GOV電子申請」はスマホには対応していません)

- 電子署名・電子証明書の添付は不要





e-Gov(デジタル庁所管)の アカウント登録が必要です。



1



1.e-Gov アカウントの取得

e-Gov アカウントの取得は3ステップで完了します。各ステップごとに画面の写真を交えて操作方法をご案内いたします。

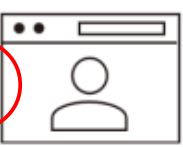
2



2.アプリのインストール

windows、macOS どちらのパソコンでもアプリをご利用いただけます。それぞれのパソコンでの画面の画像を交えて操作方法をご案内いたします。

3



3.マイページの使い方

「マイページ」についてご案内いたします。「マイページ」では、各行政手続の申請状況の確認や、基本情報の編集などを行うことができます。

4



4.e-Gov での電子申請

各行政手続の申請・届出、申請した手続の事務処理状況の確認、提出機関から発出される公文書の取得方法など、実際に e-Gov で電子申請を行う方法についてご案内いたします。

e-Gov電子申請では、各省庁が所管する様々な行政手続について、申請・届出を行うことができます。

左は電子申請までの流れを示したもので、デジタル庁のHPより抜粋したものです。詳しくは「e-Gov」で検索してください。問い合わせ先は
050-3786-2225



はしごで作業する場合のポイント

～はしごは便利も高リスク。使う場合は十分に安全対策を～

移動はしごの安全使用のポイント

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか (固定できない場合、別の者が下で支えているか)
- 足元に、滑り止め (転位防止措置) をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か。

こうすれば安全

立てかける位置は水平で、傾斜角75°、突き出し60センチ以上となっていることを確認



指差し呼称のポイント

「突き出し60センチ、75° 立てかけ ヨシ!」

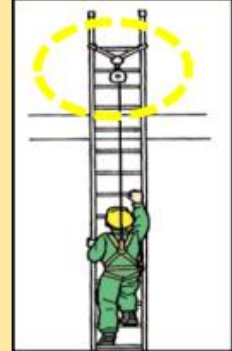
出典:「シリーズ・ここが危ない 高所作業」中央労働災害防止協会編

屋根に、はしご支持金具をつけて、より安定に。また、手すりの上端を伸ばして、より安全にしている。

こういった後付けの安全器具もあります

【はしご支持・手摺金具】 【はしご足元安定金具】

〔安全ブロック (ストラップ式の墜落防止器具)〕



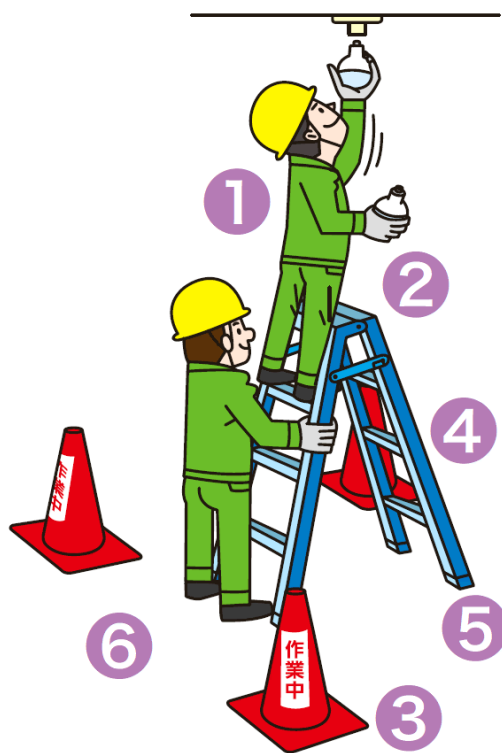
はしごの下部。安定金具を後付けしている好事例。

安全ブロックの使用(重要)



脚立で作業する場合のポイント

～脚立は便利も高リスク。使う場合は十分に安全対策を～



- ① 天板の上に乗らない。脚立にまたがらない。ヘルメットを着用する。
- ② 踏さん上で足を軽く開き、足や膝を軽く天板に当てて、体制の安定を図る。
- ③ 周囲にカラーコーン等を置いて、「作業中」と注意喚起の表示をする。
- ④ 脚立は、原則2メートル未満のものを使う。
- ⑤ 脚部に滑り止めの付いている脚立を使い、開き止め金具を確実にロックする。
- ⑥ 水平で段差のない、安定した箇所に設置。

他に、手に物を持って昇降しない、反動を伴う力作業をしない等ありますが脚立の使用自体リスクがある（ゼネコンでは禁止していることもある）ため安定性のある可搬式の作業台や、手すり付きの脚立に変更できないか？

はしごや脚立を使う前に、まず検討！

以下の2点について検討してみましょう

- はしごや脚立の使用自体を避けられないですか？
- 墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー（移動式足場）可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？（※）



【可搬式作業台(例)】



【手すり付き脚立(例)】



十分に検討しても他の対策が取れない場合に限り、はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

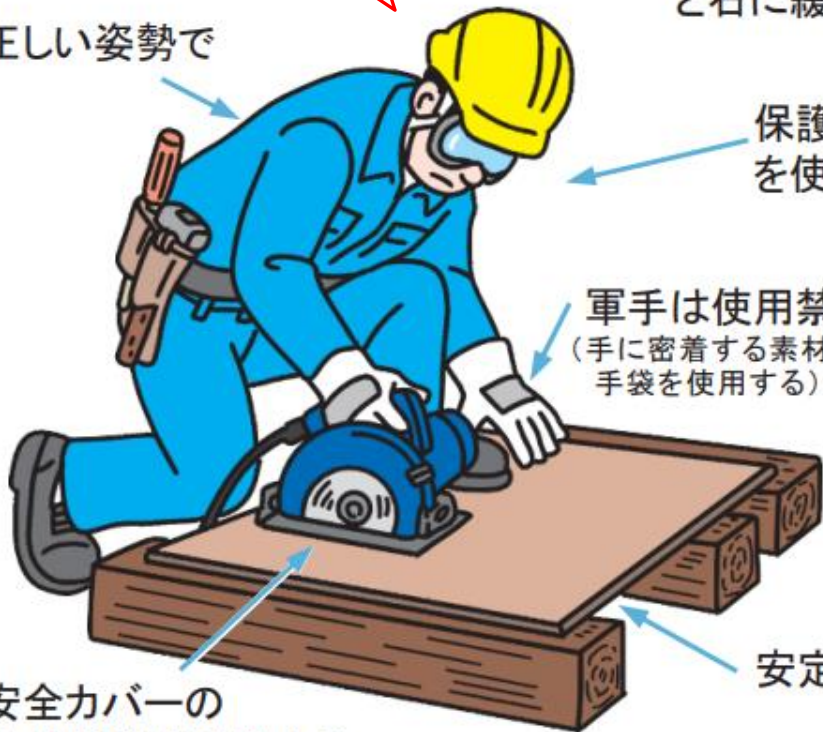


電動工具を用いるときの注意事項



ゴーグルなど着用を

正しい姿勢で



安全カバーの
取付状態を確認する

携帯用丸のこ盤作業

と石に緩み・ヒビ・傷はないか確認する

保護めがね
を使用する

軍手は使用禁止
(手に密着する素材の
手袋を使用する)

安定した場所で

防じんマスク
を使用する

保護カバーの取付
状態を確認する

と石の交換・試運
転は特別教育修
了者が行う



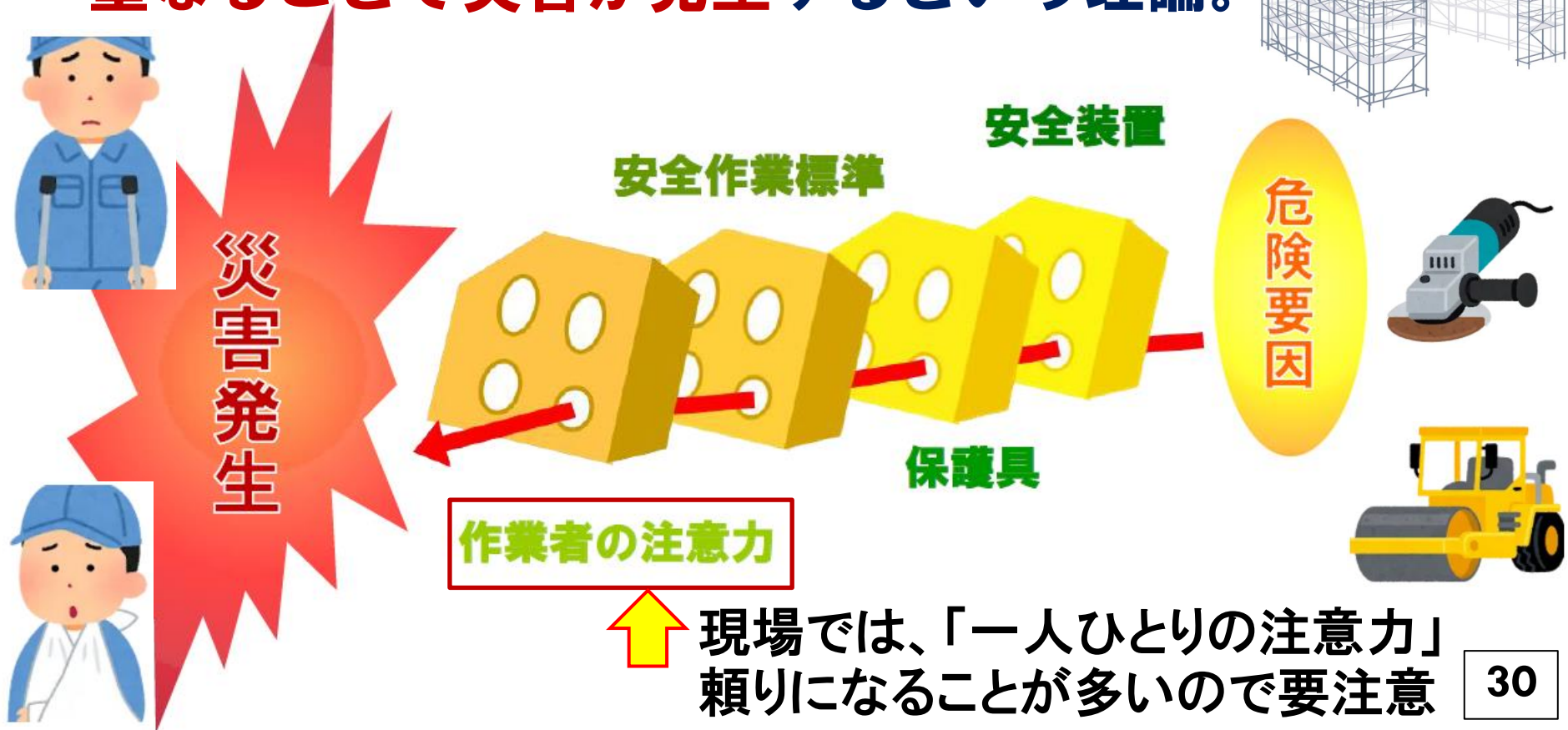
グラインダー作業

カバーは絶対に取り外さないこと
(死亡・重大災害が発生しています)



スイスチーズモデル

◆ 設備的対策の不備と、管理的対策の不備などが重なることで災害が発生するという理論。



現場では、「一人ひとりの注意力」頼りになることが多いので要注意



一人親方のための労災保険特別加入

労災保険

特別加入制度のしおり

〈一人親方その他の自営業者用〉



(ご注意)

- ・労働者は、労災保険で保護されます。
- ・特別加入の対象は「労働者以外の人」です。(任意加入)

厚生労働省
都道府県労働局
労働基準監督署

労災保険に加入するためには、特別加入団体を経由して申請する必要があります。

万が一の事故の際にも、確実な補償を受けられるように労災保険の特別加入を積極的にご検討いただき、ご相談の際は、最寄りの労働局または労働基準監督署までお問合せください。



不安全行動の種類と 対応



不安全行動

ヒューマンエラー
(人間特性による誤り)

→危険感受性を高める



リスクテイキングな行動
(危険と知りながらあえて行う)

→危険取行性を低くする

見間違い・聞き間違い

思い込み・先入観

無意識な動作・くせ

うっかり・ぼんやり

面倒なので

たぶん大丈夫だろう

少しだけだから

皆もやっているから

適切な
作業指示と
復唱を

指差し呼称
で確認！

職場で本気で
危険を話合う
(TBMなど)

安全を 最優先
する職場づくり

ベテランの方は、若い方の模範
お手本となっていたらば。